

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成16年11月11日(2004.11.11)

【公開番号】特開2001-53953(P2001-53953A)

【公開日】平成13年2月23日(2001.2.23)

【出願番号】特願平11-229764

【国際特許分類第7版】

H 04 N 1/387

G 06 F 3/00

G 06 K 19/06

【F I】

H 04 N 1/387

G 06 F 3/00 6 5 7 A

G 06 K 19/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成15年11月17日(2003.11.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】画像処理装置、方法、及び印刷物

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

指定されたアイコンの画像の所定一部分に当該アイコンの属性情報を表すコード画像の一部又は全部を重ね合わせた画像を生成する画像生成手段を含むことを特徴とする画像処理装置。

【請求項2】

表示装置に接続され、前記表示装置に表示した画像のうち、指定された画像の一部にアイコンの画像が含まれるか否かを検出するアイコン検出手段と、

前記アイコン検出手段がアイコンの画像を検出すると、当該アイコンの画像の所定一部分に当該アイコンの属性情報を表すコード画像の一部又は全部を重ね合わせた画像を生成する画像生成手段と、

を含むことを特徴とする画像処理装置。

【請求項3】

請求項1又は2に記載の画像処理装置において、前記属性情報は、少なくとも、当該アイコンに対応するファイルの所在を表す情報を含むことを特徴とする画像処理装置。

【請求項4】

請求項1から3のいずれかに記載の画像処理装置において、

前記画像生成手段は、前記コード画像の大きさを指示により調整することを特徴とする画像処理装置。

【請求項5】

請求項1から4のいずれかに記載の画像処理装置において、

前記画像生成手段は、前記コード画像を重ね合わせる所定一部分を指示により調整することを特徴とする画像処理装置。

【請求項 6】

アイコンの画像が表示された印刷物であって、

前記アイコンの画像の所定一部分に当該アイコンの属性情報を表すコード画像の一部又は全部が重ね合わせられて表示されていることを特徴とする印刷物。

【請求項 7】

指定されたアイコンの画像の所定一部分に当該アイコンの属性情報を表すコード画像の一部又は全部を重ね合わせた画像を生成する画像生成ステップを含むことを特徴とする画像処理方法。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明は上記実情に鑑みて為されたもので、コード画像の位置を明瞭に表示しつつ、全体として違和感を軽減し、かつアイコンとコードとの対応が容易に認識可能なバーコード画像を生成する画像処理装置、方法、及び印刷物を提供することを目的とする。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

【課題を解決するための手段】

上記従来例の問題点を解決するための本発明は、画像処理装置において、指定されたアイコンの画像の所定一部分に当該アイコンの属性情報を表すコード画像の一部又は全部を重ね合わせた画像を生成する画像生成手段を含むことを特徴としている。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

さらに、本発明は、表示装置に接続され、前記表示装置に表示した画像のうち、指定された画像の一部にアイコンの画像が含まれるか否かを検出するアイコン検出手段と、前記アイコン検出手段がアイコンの画像を検出すると、当該アイコンの画像の所定一部分に当該アイコンの属性情報を表すコード画像の一部又は全部を重ね合わせた画像を生成する画像生成手段と、を含むことを特徴としている。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

さらに、本発明の画像処理装置では、前記属性情報は、少なくとも、当該アイコンに対応するファイルの所在を表す情報を含むことが好適である。

【手続補正 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

このような印刷物により、アイコンが表すファイルへの直接的なアクセスを可能とともに、コード画像が全体として違和感を与えないように、かつコード画像の位置を明瞭に表示している。さらに、本発明は、指定されたアイコンの画像の所定一部分に当該アイコンの属性情報を表すコード画像の一部又は全部を重ね合わせた画像を生成する画像生成ステップを含むことを特徴としている。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

【発明の実施の形態】

本発明の実施の形態について図面を参照しながら説明する。本発明の実施の形態に係る画像処理装置は、図1に示すように、コンピュータ1と、プリンタ2と、カメラ3と、表示装置4とから基本的に構成されている。ここでプリンタ2とカメラ3と表示装置4は、コンピュータ1にそれぞれ接続されている。また、コンピュータ1は、インターネットに接続されている。尚、図1において、インターネットには、多数のコンピュータ装置や端末が接続されているのが全体の構成であるが、ここでは説明のため、図示を省略している。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0026】

ここで、CPU11が行う処理について説明する。CPU11は、一般的なGUIを備えたOSとしての処理を実行している。また、CPU11は、本実施の形態の画像処理装置を具現化したアプリケーションプログラムのインターフェース画面として、図2に示すような、複数のファイルを表すアイコンを含むウインドウ画像を表示装置4に表示出力している。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0035

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0035】

このように、本実施の形態の画像処理装置によれば、対応するファイルを表すアイコンの画像に、当該ファイルの格納場所などを含めた属性情報を表すバーコードの画像を重ね合わせて、印刷物として印刷出力することで、コード画像の位置を明瞭に表示しつつ、全体として違和感を軽減し、かつアイコンとコードとの対応が容易に認識可能なバーコード画像とすることができる。

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】図面の簡単な説明

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明の実施の形態に係る画像処理装置の構成ブロック図である。

【図2】本発明の実施の形態に係る画像処理装置を実現するアプリケーションプログラムのウインドウ表示の一例を表す説明図である。

【図3】ウインドウの一部を拡大した説明図である。

【図4】ウインドウの一部を拡大した説明図である。

【図5】ウインドウの一部を拡大した説明図である。

【図6】CPU11の処理の一例を表すフロー・チャート図である。

【図7】本発明の実施の形態に係る画像処理装置で印刷出力した印刷物の一例を表す説明図である。

【図8】従来のバーコード印刷の一例を表す説明図である。

【符号の説明】

1 コンピュータ、2 プリンタ、3 カメラ、4 表示装置、11 CPU、12 RAM、13 ROM、14 ハードディスク、15 インタフェース部、16 ネットワークインターフェース部、17 外部記憶ドライブ。